

熊本市事務分掌条例の一部改正について

熊本市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例

熊本市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民局」を「文化市民局」に改める。

第 2 条市民局の項に次の 1 号を加える。

(4) 文化に関すること。

第 2 条中市民局の項を文化市民局の項とし、同条経済観光局の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市交通安全対策会議条例の一部改正)

2 熊本市交通安全対策会議条例（昭和 45 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市民局」を「文化市民局」に改める。

(熊本市町界町名審議会条例の一部改正)

3 熊本市町界町名審議会条例（昭和 53 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「市民局」を「文化市民局」に改める。

(提出理由)

執行体制の再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。